

空き家の適正な管理をお願いします

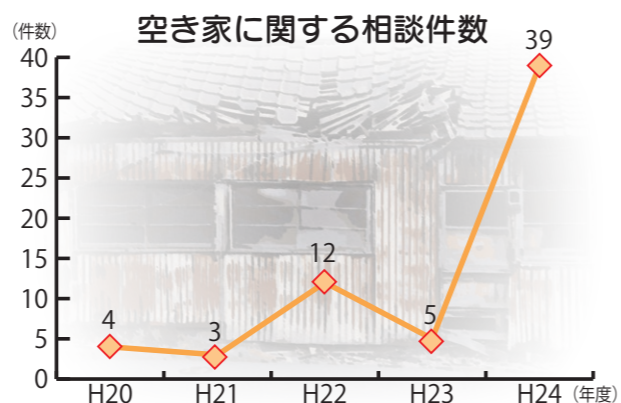
「鳥取市空き家等の適正管理に関する条例」平成26年4月1日から施行

☎ 本庁舎建築指導課 ☎ 0857-20-3282

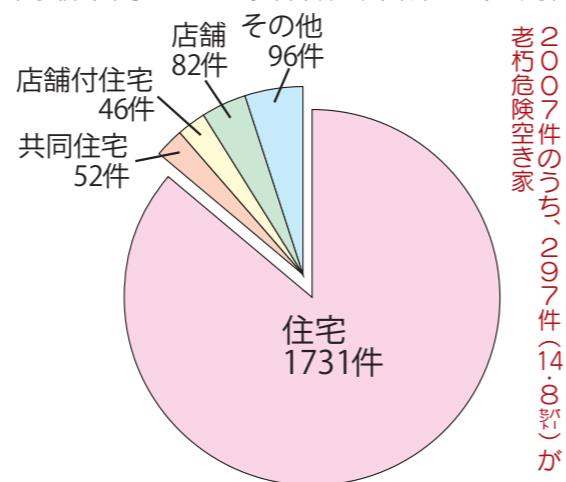
鳥取市でも、近年、管理されないまま放置され、老朽化した空き家が増えています。これら老朽化した空き家は、倒壊の危険や不法侵入などによる治安の悪化などが懸念されています。また、老朽化した空き家に限らず、市民からの相談件数も年々増えており、その中には「空き家の壁がはがれ落ちそうで不安のだが、持ち主がどこにいるのかわからない」「空き家の庭木が繁茂して自分の家に入っているのだが、勝手に伐採していいものだろうか」といったものがありました。

平成25年2月、本市は各自治会に空き家の実態調査を依頼。調査の結果、市内で2007件の空き家があり、その内、近隣住民や通行人に危害を及ぼす恐れのある『老朽危険空き家』が297件あることが確認されました。また、平成25年4月からは、『鳥取市空き家等の適正管理に関する要綱』を運用し、空き家の所有者に対して指導を行っています。その一方で、「要綱ではなく条例を！」という住民からの声を受け、条例の検討を進めてきました。

平成26年4月1日から施行されるこの条例は、要綱ではできなかった措置や行政支援に関する内容が明記されています。まちの景観を保ち、安全で安心な地域づくりを進めるため、空き家の適正管理にご協力をお願いします。



鳥取市内の空き家件数（平成25年3月）



空き家条例のポイント

ポイント① 管理不全な状態の空き家の所有者が、市の勧告に応じない、または、緊急安全措置に同意しない場合に、所有者に対して必要な措置を命じることができます。
【命令】

ポイント② 命令を受けた所有者が、正当な理由なく命令に従わないときは、命令を受けた人の住所、氏名、空き家等の所在地、命令内容などを公表することができます。
【公表】

ポイント③ 市の命令に従わず、また、公表をされてもなお正当な理由がなく必要な措置を講じなかった所有者は、5万円以下の過料が科されることがあります。
【罰則】

ポイント④ 例えば、屋根や外壁材がはがれて飛散しそうな状態で、所有者が遠方ですぐに対応できない場合などは、所有者の同意のもと必要最低限の措置を講じることができます。
【緊急安全措置】

ポイント⑤ 一定条件を満たす管理不全な状態の空き家（老朽危険空き家）の寄附（土地を含む）を受けることや、空き家の除却費用の一部を助成することができます。
【行政支援】

▶ 空き家所有者を取り締まるばかりでなく、行政支援も行います！

市職員の給与などの状況をお知らせします。

本 市職員の「給与」には、基本給である「給料」と、扶養・期末・勤勉手当などの「緒手当」があります。これらは地方公務員法の規定に基づき、国の人事院勧告などを参考に市議会の審議を経て条例で定められています。

本市では、人件費削減の取り組みとして、平成25年10月より平成26年3月までの間、市独自の給与削減を行い、一般職員は平均3%、特別職においては10%の削減を行っています。

また、鳥取市定員適正化計画（平成23年3月改定）に基づき、組織、業務執行体制の見直しと新規採用の抑制に努め、平成25年4月1日時点では、本年度目標の1351人に対し、実績が1325人となっており、計画を上回りながら職員数の削減が進んでいます。

今後も組織の合理化、効率化を推進し、人件費の削減に取り組んでいきます。

問い合わせ先 本庁舎職員課 ☎ 0857-20-3108

1. 給与費とその内訳（平成25年度普通会計当初予算額）

職員数	給与費	前年度比	
1,255人	給料	47億9,179万円	△2.1%
	職員手当	7億944万円	
	期末勤勉手当	17億1,197万円	
	計	72億1,320万円	

2. 平均給料月額・平均年齢（平成25年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	338,146円	44歳2カ月

3. 主な手当（平成25年度）

区分	内容		
扶養手当	①配偶者	月額	13,000円
	②配偶者以外の扶養親族	月額	6,500円
	③満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人の加算額	月額	5,000円
期末勤勉手当	支給の時期	期末手当 勤勉手当	計
	6月期	1.225月分 0.675月分	1.90月分
	12月期	1.375月分 0.675月分	2.05月分
退職手当	区分	自己都合	定年・勤奨
	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
	勤続25年	32.83月分	38.955月分
	勤続30年	40.67月分	47.775月分

※定年前早期退職者への加算措置あり

4. 特別職の給料など（平成25年度）

区分	月額	期末手当
市長	1,026,000円(923,400円)	
副市長	給料 850,000円(765,000円)	▶6月期
教育長	722,000円(649,800円)	▶1.40月分
議長	584,000円	▶12月期
副議長	報酬 513,000円	▶1.55月分
議員	475,000円	計2.95月分

※カッコ内は、給与削減（10%カット）後の給料額

5. 給与費の推移（各年度普通会計当初予算額）

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
79億9千万円	76億8千万円	74億7千万円	73億7千万円	72億1千万円

6. ラスパイレス指数の推移（各年度4月1日現在）

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の比率です。平成25年度の数値は、確定値ではなく試算によるものです。

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
98.2	97.5	98.3	106.2*	106.0* (102.8)

※平成24、25年度の国家公務員給与は、臨時特例法案により平均7.8%減額されています。

※カッコ内は、給与削減（平均3%カット）後のラスパイレス指数

7. 定員の適正化（各年度4月1日現在）

鳥取市定員適正化計画に基づき、目標を上回る職員削減を行っています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標	1,470人	1,440人	1,394人	1,375人	1,351人
実績	1,422人	1,405人	1,391人	1,360人	1,325人